

○周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱

令和3年9月10日農委要綱第4号

周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、周南市内で農地改良（農地における耕作の利便性を向上させる行為をいう。以下同じ。）を行う場合において、農地改良を行う者が事前に周南市農業委員会（以下「委員会」という。）へ届出をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象農地等)

第2条 この要綱により届出の対象となる農地改良は、農地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。以下同じ。）又は耕作者が行う農地を農地として利用するため土質を改良する行為、農地の盛土又は掘削により農地を改良する行為、水田の埋立てにより畑地を造成する行為その他の農地を改良する行為で農業生産性を向上させることを目的として行われるもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 対象農地（農地改良をする農地をいう。以下同じ。）の面積が、1,000平方メートル以下であること。
- (2) 盛土の高さ又は掘削の深さが1メートル以下であって、農地改良後は農地改良を実施した農地に接する道路又は周辺農地と著しい段差を生じないこと。
- (3) 農地改良に要する期間（工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間をいう。以下同じ。）が3月以内であること。
- (4) 盛土の土質は、従前の耕作土と同等以上の良好な土質であること。

2 対象農地の面積、盛土の高さ、掘削の深さ及び農地改良に要する期間が前項の規定により難しい場合は、事前に委員会と協議しなければならない。

3 前項の規定により協議が必要なものは、原則的には一定規模以上の農地改良であり、土砂の搬入等により、一定期間耕作ができなくなること、周辺の農地並びに道路及び水路に与える影響が大きいこと、農地改良を装った土砂の不法投棄を防ぐため農地への復元や改良後の農業上の利用の確実性を審査する必要があることから、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けて行う農地の形質変更行為（切土、盛土等による土地の造成又は区画整理を行うことをいう。以下同じ。）

とし、同条第6項第6号に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合に該当するものとして一時転用許可の対象とするものとする。この場合において、対象農地が市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。）をいう。以下同じ。）内にある場合には、農地法第4条第1項第7号の規定による委員会への事前の届出を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為は、この要綱により届出を要する農地改良に該当しないものとする。

- (1) 農業機械による掘削、盛土、堆肥の投入等の日常的な耕作行為
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の施行として行う農地の形質変更行為
(届出)

第3条 この要綱の規定により農地改良を行う者（以下「届出者」という。）は、農地改良の実施前に農地改良届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）により、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 届出地（農地改良をしようとする農地をいう。以下同じ。）の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 届出地の位置図（A4判）
- (3) 届出地の付近見取図（A4判）
- (4) 届出地の公図の写し
- (5) 届出地の造成横断面図及び平面図（A4判）
- (6) 工事工程表（A4判）
- (7) 隣接地との高低差の現況を写した写真
- (8) 届出者が届出地の所有者ではなく耕作者の場合は、届出地の所有権の持分を有する所有者全員の同意書
- (9) 届出地に隣接する土地が農地である場合は、隣接地権者の同意書
- (10) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、当該土地改良区の同意書又は水利組合その他関係する団体の同意書

- (11) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(書類審査及び受理・不受理)

第4条 委員会は、届出者から届出書が届け出されたときは、その農地改良の計画が適正であるか否かを審査し、受理又は不受理を決定するものとする。

2 委員会は、前項に規定する受理又は不受理の決定に当たっては、条件を付すことができる。

3 委員会は、第1項の決定に基づき、受理通知書(別記様式第2号)又は農地改良届出不受理通知書(別記様式第3号)を届出者に交付するものとする。

(地区担当委員等への届出書及び添付書類の送付)

第5条 委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、前条第1項の受理を決定したときは、第3条の届出書及び添付書類(届出書に添付された書類をいう。ただし、委員会が必要と認めるものに限る。以下同じ。)の写しを対象農地の所在する地区を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員(以下「地区担当委員等」という。)に送付するものとする。

2 前項の届出書の写しの余白部分には、当該受理通知書の日付及び文書番号(周南市農業委員会許可指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号に関する要綱(令和6年周南市農業委員会要綱第13号)第3条に規定する文書番号をいう。)を転記するものとする。

3 第1項の届出書及び添付書類の写しの送付を受けた地区担当委員等は、適宜現地を確認するものとする。

(受理後の届出の取消し)

第6条 第4条第3項の受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る農地改良の全部又は一部を廃止したときは、農地改良の届出の取消願(別記様式第4号)を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならない。ただし、当該届出に係る農地改良の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないものでなければ当該取消しを求めることができない。

2 前項の取消願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 受理通知書(紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。)
- (2) 現況写真
- (3) 取消理由を補強する書面等(書面等がある場合に限る。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

3 委員会は、第1項の取消願により当該届出を取り消し、当該取消願に取消しを通知する日付その他必要事項を追記して取消通知書を作成の上、当該取消願の申請者に交付するものとする。

4 事務局は、前項の届出を取り消したときは、当該取消通知書の写しを地区担当委員等に送付するものとする。

(農地改良の内容の変更の届出)

第7条 届出者は、農地改良の内容を変更しようとするときは、あらかじめ農地改良変更届出書(別記様式第5号。以下この条において「変更届出書」という。)を委員会に提出してその受理を得なければならない。

2 委員会は、前項の変更の受理を決定し、当該変更届出書に受理する日付その他必要事項を追記して受理通知書を作成の上、変更届出書の届出者に交付するものとする。

3 事務局は、前項の変更の受理を決定したときは、当該受理通知書の写しを地区担当委員等に送付するものとする。

(改良農地の境界・標示)

第8条 届出書を受理した届出地については、農地改良工事(以下「工事」という。)を施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨を標示板(別記様式第6号)により標示するものとする。

(農地改良の指導)

第9条 委員会は、届出書を受理した場合は、必要に応じ現地調査を行い、工事が完了するまで監視又は指導をするものとする。

2 委員会は、受理した届出書の内容(第4条第2項に規定する条件を含む。)どおり実施していないと認める場合は是正指導を行い、この是正指導に従わない場合は農地法違反として適正に処理を行うことができる。

(責任義務)

第10条 工事の施工により付近の農地、農作物、道路、水路その他について損害及び被害を与えた場合は、届出者又は当該工事の復旧補償責任者がその損害を賠償することとする。

(他の法令等の手続)

第11条 工事の施工に当たって他の関係する法令、例規等の手続を要するものは、その手続を全て完了した後に工事に着手するものとする。

(完了報告)

第12条 届出者は、工事が完了したときは、速やかに農地改良完了報告書（別記様式第7号）を委員会に提出しなければならない。

2 農地改良完了報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 完成写真

(2) 前号の完成写真を撮った方向を示す図面（A4判）

3 委員会は、農地改良完了報告書による提出がない場合は、是正指導を行うとともに、指導に従わない場合は、農地法違反として対応することができる。

(完了後の現地確認)

第13条 委員会は、農地改良完了報告書が提出された場合は、現地を確認し、利用開始されるまで、随時、必要な指導を行うことができる。

2 前項の現地確認は、事務局が農地改良完了報告書の写しを地区担当委員等に送付し、地区担当委員等に依頼して行う。

3 地区担当委員等は、農地改良完了報告書により農地改良の完了を現地確認し、その結果を農地改良進捗状況等確認書（別記様式第8号）により事務局に報告するものとする。

(適宜の現地確認)

第14条 地区担当委員等は、前条第3項による現地確認のほか、第5条第3項の規定による現地確認により、次に掲げる場合は農地改良進捗状況等確認書により事務局に報告するものとする。

(1) 届出のあった工事の着手時期から3か月以上経過してもなお工事に着手していない場合

(2) 届出のあった工事の完了時期から3か月以上経過してもなお工事が完了していない場合

(3) 工事が完了しているにもかかわらず、事務局より農地改良完了報告書の送付がない場合

(4) 届出のあった工事の内容どおり農地改良が行われていない場合

(事業実施の指導)

第15条 委員会は、前条の報告を受け、届出者が届出どおり工事に着手していないと認められるときはその理由の報告を、第12条第1項に定める工事の完了の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、届出のあった工事の内容どおり農地改良が行われていないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により届出者に督促する。なお、督促後も農地改良に着手しない、農地改良完了報告書を提出しない又は届出どおり農地改良を行わない届出者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、農地改良の進捗状況の把握に努めるものとする。

(農地改良の進捗状況等の管理)

第16条 事務局は、農地改良の進捗状況等について管理するため、農地改良進捗状況管理表(別記様式第9号)を作成し、農地改良事案について、その概要を整理し、農地改良が完了するまでの間保存し、農地改良の進捗状況、農地改良完了報告書の提出状況の把握及び提出の督促、届出に従った事業実施の指導等を行うに際してこれを活用するものとする。

(農地改良後の農地利用)

第17条 届出者は、農地改良後、原則として工事完了日から2年以上届出地を農地として有効に利用するものとする。ただし、農地法その他の関係法令に基づく場合その他委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

2 委員会は、届出者が届出地の肥培管理を継続して行わない場合は、是正指導を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(周南市農業委員会農地改良届取扱要領の廃止)

2 周南市農業委員会農地改良届取扱要領(平成19年制定)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前までに、廃止前の周南市農業委員会農地改良届取扱要領の規定に基づきなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則（令和5年1月30日農委要綱第5号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の別記様式第1号及び別記様式第5号は、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和5年4月1日農委要綱第9号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月10日農委要綱第11号）

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

附 則（令和6年12月10日農委要綱第19号）

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年10月20日農委要綱第12号）

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第4条、第5条、第8条、第9条関係）

農地改良届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称及び代表者の氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

次のとおり農地の改良を行いたいので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定により、必要書類を添付して届け出ます。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	所有者
			登記簿	現況			
計							

2 農地改良を必要とする事由

3 農地改良工事の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 農地改良工事の内容

土質	下層：		表土：	
盛土	最低 cm	最高 cm	平均 cm	容量 m ³

5 農地改良後の作付け計画

(1) 主要作付作物：

(2) 作付時期：

(3) 販売の有無： 有 ・ 無

6 確約・誓約事項

- (1) 工事その他の残土処分を目的とするものではありません。
- (2) 良質な耕作土を盛土し、一般廃棄物及び産業廃棄物の混入は行いません。
- (3) 盛土の高さは、周囲と均衡を逸しない高さとし、工事施工により損害又は被害を生じた場合その他改良に関し問題が生じた場合は、届出者の責任において善処します。
- (4) 工事完了後は、2年以上農地として有効利用します。

7 添付書類

- (1) 土地の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し
- (5) 造成横断面図及び平面図（A4判）
- (6) 工事工程表（A4判）
- (7) 隣接地との高低差の現況を写した写真
- (8) 届出者が届出地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。）ではなく耕作者の場合は、届出地の所有権の持分を有する所有者全員の同意書
- (9) 届出地に隣接する土地が農地である場合は、隣接地権者の同意書
- (10) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、当該土地改良区の同意書又は水利組合その他関係する団体の同意書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

注 法定代理人（親権者、後見人など）は、代理人資格として親権者・未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助者のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助者はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

別記様式第2号（第4条、第6条関係）

受 理 通 知 書

周農委農地改良受理第 号
年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付で提出のあった周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、同要綱第4条第3項の規定により受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						

2 届出書が到着した日

年 月 日

3 届出に係る農地改良の目的（農地改良を必要とする事由）

4 条件

- (1) 届出地については、農地改良工事を施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨を所定の標示板により標示してください。
- (2) 農地改良工事の施工に当たって他の関係する法令、例規等の手続を要するものは、その手続を全て完了した後に工事に着手してください。
- (3) 農地改良工事が完了したときは、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱第12条第1項の規定により、速やかに農地改良完了報告書を提出してください。
- (4) 農地改良工事の内容の変更をする場合は、同要綱第7条第1項の規定により、あらかじめ農地改良変更届出書を提出してください。

- 注 1 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
- 2 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

農地改良届出不受理通知書

周農委農地改良不受理第 号
年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理しないことに決定したので、同要綱第4条第3項の規定により農地改良届出不受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						

2 届出書が到着した日

年 月 日

3 不受理とした理由

(教示)

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、周南市農業委員会に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事

項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、周南市を被告として(訴訟において周南市を代表する者は周南市農業委員会会長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。

別記様式第4号（第6条関係）

農地改良の届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け周農委農地改良受理第 号をもって農地改良の届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出受理を受けた土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委農地改良受理第 号の
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第6条第3項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）

別記様式第5号（第7条関係）

農地改良変更届出書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地改良の内容を変更したいので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第7条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

受理年月日 及び番号	年 月 日 周農委農地改良第 号									
土地の表示	大字	小字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)			
				登記簿	現況					
変更の内容	区分	変更前			変更後					
	工事の期間	年 月 日から			年 月 日から					
		年 月 日まで			年 月 日まで					
	工事の内容	土質	表土：			土質	表土：			
		下層：				下層：				
	盛土	最低 平均	cm cm	最高 容量	cm m ³	盛土	最低 平均	cm cm	最高 容量	cm m ³
変更の理由										

受理通知書

周農委農地改良受理第 号の
年 月 日

年 月 日付けで変更届出書の提出があった上記の変更の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 変更後の事業の内容を説明するために必要な書類を添付すること。
- 4 変更の届出の効力発生は、変更届出書が到達した日であるので、受理通知書の中にはその日を記載すること。

農 地 改 良 工 事	
受理年月日（番号）	年 月 日 (周農委農地改良受理第 号)
届出地	所在 周南市
	面積
届出者	
工事請負人	
工期	着工 年 月 日
	完了 年 月 日

農地改良完了報告書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
 法人の名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 代理人 資格
 住所
 氏名
 電話番号

年 月 日付けで提出した農地の改良工事を完了したので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第12条第1項の規定により、次のとおり農地改良完了報告書を提出します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	所有者
			登記簿	現況			
計							

2 農地改良工事の期間

年 月 日工事着手 年 月 日工事完了

3 農地改良工事の内容

土質	下層：		表土：	
盛土	最低 cm	最高 cm	平均 cm	容量 m ³

このことにより、1の農地を周辺より cm盛土した。

4 農地改良後の作付計画

- (1) 主要作付作物：
- (2) 作付時期：
- (3) 販売の有無： 有 ・ 無

5 添付書類

- (1) 完成写真
- (2) 前号の完成写真を撮った方向を示す図面（A4判）

注 法定代理人（親権者、後見人など）は、代理人資格として親権者・未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助者のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助者はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。

農地改良進捗状況等確認書

年 月 日

地区担当委員等氏名

年 月 日付けの周農委農地改良受理第 号の土地に係る農地改良の進捗状況は、下記のとおりであることを 年 月 日に確認したので、報告します。

記

農地改良の場所			
現 地 確 認	<input type="checkbox"/> 報告書に基づく確認	年 月 日付け 農地改良完了報告書	<input type="checkbox"/> 報告どおり完了している。 <input type="checkbox"/> 完了していない。 内容：
	<input type="checkbox"/> 適宜の確認	<input type="checkbox"/> 届出のあった工事の着手時期から 3 か月以上経過してもなお工事に着手していない。 <input type="checkbox"/> 届出のあった工事の完了時期から 3 か月以上経過してもなお工事が完了していない。 <input type="checkbox"/> 工事が完了しているにもかかわらず、事務局より農地改良完了報告書の送付がない。 <input type="checkbox"/> 届出のあった工事の内容どおり農地改良が行われていない。 内容：	

- 注 1 該当する項目にチェック すること。
- 2 内容には、完了していない又は届出のあった工事の内容どおり農地改良が行われていない場合は、その内容を記入すること。

農地改良進捗状況管理表
（ 年1月～12月受付分）

（ 農地改良の届出 ）

___頁

番号	受付 年月日	受理・ 不受理	受理・ 不受理 年月日	取消 年月日	変更 年月日	土地の所地 ・ 地 番	面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	届出者	工事の計画期間		完了報告 年月日	備 考
										着手	完了		
1													
2													
3													
4													
5													
}													

（記載要領）

- 1 本表は、毎年1月1日から12月31日までに届出を受け付けた農地転用事案について作成する。
- 2 番号は、届出書の受付番号（届出の受付時点での暦年による一連番号をいう。）であり、この番号が受理通知書又は不受理通知書の文書番号の番号となる。
- 3 「備考」欄には、工事着手の督促、農地改良完了報告書の提出の督促その他の是正指導の実施状況を記載する。